七　関税率表第六八・一一項に該当するもの
八　関税率表第六八・一三項に該当するもの
九　関税率表第六八一四・九〇号に該当するもの

［新設］

第百十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(26)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第六九・〇一項に該当するもの
二　関税率表第六九〇四・一〇号に該当するもの
三　関税率表第六九・〇五項に該当するもの
四　関税率表第六九・〇六項に該当するもの
五　関税率表第六九〇七・二二号及び第六九〇七・四〇号に該当するもの
六　関税率表第六九〇九・九〇号に該当するもの

［新設］

第百十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(27)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第七〇・〇二項に該当するもの
二　関税率表第七〇・〇三項に該当するもの
三　関税率表第七〇・〇四項に該当するもの
四　関税率表第七〇・〇五項に該当するもの
五　関税率表第七〇〇七・一一号及び第七〇〇七・二九号に該当するもの
六　関税率表第七〇一一・一〇号に該当するもの

［新設］

第百十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(28)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第七二〇二・九二号に該当するもの
二　関税率表第七二・〇七項、第七二・〇八項、第七二・〇九項、第七二・一〇項、第七二・一一項、第七二・一二項、第七二・一三項、第七二一五・五〇号及び第七二・一六項に該当するもの
三　関税率表第七二・一八項、第七二・一九項、第七二・二〇項、第七二二二・三〇号、第七二・二四項、第七二・二五項、第七二・二六項及び第七二二九・九〇号に該当するもの
四　関税率表第七二・二八項に該当するもの

［新設］

第百十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(29)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第七三〇一・二〇号に該当するもの
二　関税率表第七三〇四・二四号に該当するもの
三　関税率表第七三〇五・三九号及び第七三〇六・五〇号に該当するもの
四　関税率表第七三〇七・二二号に該当するもの

［新設］

第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［新設］

一　関税率表第七二・〇八項、第七二・〇九項、第七二・一〇項（第七二一〇・九〇号を除く。）、第七二一一・一九号、第七二一一・二三号、第七二一一・九〇号及び第七二・一二項（第七二一二・一〇号及び第七二一二・六〇号を除く。）に該当するもの
二　関税率表第七二・一九項、第七二・二〇項、第七二・二五項（第七二二五・一九号、第七二二五・三〇号及び第七二二五・九九号を除く。）及び第七二・二六項（第七二二六・九一号を除く。）に該当するもの

［新設］

［新設］

第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［新設］